

学振協二第15-1号
令和3年5月13日

二国間交流事業 共同研究・セミナー
受託機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会
理事長 里 見 進

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
令和3（2021）年度二国間交流事業委託費の取扱いについて（通知）

日頃より日本学術振興会の各種事業について格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
本会の二国間交流事業 共同研究・セミナーでは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、
令和3（2021）年度の委託費の取扱いを下記のとおりといたします。

各機関におかれましては、各課題代表者に周知いただくとともに、引き続き研究者等の安全確保を最優先に配慮いただきながら、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

記

（1）共同研究

- 「「外国旅費」及び「国内旅費」の合計が契約書に記載される委託費総額の50%以上（令和3年度（2021年度）共同研究・セミナー事務取扱の手引（ver2021.2）（以下「手引」という。）P10.4-1(3)留意事項③）」に満たなくても構わないこととします。これに伴い、委託費総額の50%以上を旅費以外の経費に支出した場合も、変更申請書（様式10-1）を提出する必要はありません。
- また、共同研究を実施するに当たり Web 等を介した交流等の実施に必要な設備・備品に係る経費を支出することも可能とします。これに伴い、令和3（2021）年度二国間交流事業共同研究・セミナーに係る業務委託契約書第7条（不動産及び備品の取得）の取扱いを変更し、購入した設備・備品の所有権については、受託機関に帰属するものとします。この変更に伴う契約変更の手続については、後日通知します。

(2) セミナー

- Web 等を介したセミナー（Webinar）の開催も可能とし、その実施のために必要な設備・備品に係る経費を支出することができることとします。これに伴う変更申請書（様式 10-2）の提出の必要はありません。また、購入した設備・備品の所有権については、受託機関に帰属するものとします（上記（1）共同研究の2つ目●参照）。

なお、開催地を変更する場合についても、変更申請書（様式 10-2）の提出の必要はありませんが、開催日数を大幅に変更する場合は、事前に変更申請書（様式 10-2）の提出が必要です。

(3) その他（共同研究・セミナー共通）

- 令和 3（2021）年度特別措置として、Web 等を介した交流やセミナーの実施に必要な設備・備品に係る経費の支出を可能としますが、それ以外の支出可能な経費については「手引」を確認の上、適切に執行してください。

【担当】

独立行政法人日本学術振興会国際事業部
研究協力第二課二国間交流第一係
Tel: 03-3263-1985/1932
Email: nikokukan@jsps.go.jp